平成２１年（フ）第５２４号
盛岡市松尾町５番13―306号、旧住所盛岡市東中野町６番27号
債務者　庄司　淑子（旧姓門坂）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５２８号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字石留41番地６コーポ恵愛103、住民票上の住所盛岡市志家町２番６―306号
債務者　奈良　　壽
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５４５号
盛岡市新田町４番25―307号
債務者　松草　深雪
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５８９号
岩手県久慈市天神堂第33地割１番地　幸屋住宅Ｇ号
債務者　大城　修司
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５９０号
岩手県久慈市天神堂第33地割１番地　幸屋住宅Ｇ号
債務者　大城　治子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６０４号
岩手県紫波郡矢巾町大字白沢第６地割108番地７
債務者　村松　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６１４号
盛岡市東仙北２丁目８番４号　メゾン長月Ｃ―１号
債務者　中村　彰圭
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６４号
岩手県奥州市江刺区豊田町３丁目１番20号
債務者　及川　孝夫
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第８６号
岩手県奥州市江刺区大通り１番27号
債務者　中村　　武
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第９０号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字東高山264番地
債務者　及川　仁美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１２３号
茨城県石岡市下青柳690番地３
債務者　田村　充夫
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２３９号
茨城県つくば市花畑３丁目22番地９　プリマヴェーラＣ棟102号
債務者　大関　弘子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３４０号
群馬県高崎市八幡町502番地　堀口アパート４号
債務者　柳下　慶一
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３９２号
埼玉県越谷市千間台東１丁目４番地１　エミネンスかわぐち407、旧住所群馬県太田市新田早川町474番地　日野自動車株式会社新田寮
債務者　佐藤健一郎
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４３９号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区29棟109号、旧住所埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地７街区２棟305号
債務者　進藤　静雄
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４４２号
埼玉県春日部市樋堀349番地７　グランハイムコア105号
債務者　島崎　和江
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４４４号
埼玉県春日部市大枝814番地　ハイツリバーサイド103号、前住所埼玉県越谷市大字船渡576番地10
債務者　伊東　龍介
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係